

知っとくと **得** 情報 = 税の豆知識 =

税理士
山岡 修 治

〒101-0047
千代田区内神田1-2-2
小川ビル7階
神田合同税理士事務所
TEL 03(3518)2711(代)
FAX 03(3518)2712
携帯 090(2212)0306
e-mail higumasy@d6.dion.ne.jp



今回の知っとくと得情報は、**健康(医療)保険制度**について説明したいと思います。今の日本では、誰もが「**保険証**」を持ち、必要な時に**医療サービス**を受けることができます。生まれた時からこのような環境であったため、当たり前のように感じてしまう人も多いかもしれませんが、この「**国民皆保険**」という制度はとてありがたいものであり、これからも守り続けていくべきものと思います。

1. 健康(医療)保険制度

健康(医療)保険制度とは、相互扶助の精神に基づき、病気やケガに備えてあらかじめお金(保険料)を出し合い、実際に医療を受けたときに、医療費の支払いに充てる仕組みです。

現在の日本の健康(医療)保険制度は、すべての国民が何らかの公的医療保険に加入し、お互いの医療費を支え合う「国民皆保険制度」です。

2. 国民皆保険制度

我が国では、国民皆保険制度の確立によって、自らが選択する**保険医療機関**で必要な医療を受けることができます。この制度は、現在では広く社会に浸透し、国民の生命と健康に対する安心を確保するために**不可欠な社会基盤**となっています。

国民皆保険制度の根幹を支える国民健康保険制度については、1938年(昭和13年7月)の旧国民健康保険法の施行により、その基盤が創設されましたが、当時は保険者の設立や加入が任意であったことから、無保険の方が多く存在しました。一説によると、国民の約3分の1に当たる約3千万人の方々が無保険であったとのことでした。

その後、国の施策により国民健康保険は、終戦まで一定の拡大が図られました。終戦直後においては急激なインフレ等によって、国民健康保険制度は**制度破綻の危機**に直面した時



期もありましたが、日本経済の復活や保険診療の急速な増加に伴い、数度の国民健康保険法の改正を経て、現在の国民皆保険制度が構築されました。

3. 健康(医療)保険の種類と内容

健康保険は、①**会社員**などが加入する**被用者保険(職域保険)**、②**自営業者・会社員OB**などが加入する**国民健康保険(地域保険)**、③**75歳以上**の人が加入する**後期高齢者医療制度**に分けられます。さらに①の被用者保険は職業によっていくつかの種類があり、主に民間企業の会社員が加入する**健康保険組合(健保組合)**と**全国健康保険組合(協会けんぽ)**、公務員が加入する**共済組合**などに分かれています。

○詳しく説明すると、

1. 被用者保険

企業に勤めている従業員など、組織に雇用されている人を対象とする保険のことで、会社員や公務員、その家族(被扶養者)が加入するもので「**職域保険**」ともいいます。

被用者保険はさらに「**健康保険**」と呼ばれる**一般被用者保険**と、**特定被用者保険**の2つに分かれています。

(1)健康保険(一般被用者保険)

一般被用者保険は、民間企業に勤めている人とその家族が加入する医療保険です。

健康保険には「**健保組合**」と「**協会けんぽ**」があります。

①健保組合

700人以上の従業員が働いている企業や、同じ業種のいくつかの企業で従業員数3000人以上になる場合は、厚生労働大臣の認可を得て独自の健康保険組合を設立することができます。これを**組合健保**といいます。正式名称は「**組合管掌健康保険**」です。組合健保の保険料率は、それぞれの健康保険組合で自主的に設定できます。また、従業員の

保険料負担割合も、労使50%ずつの折半より低くすることができるなど、より充実した福利厚生を提供することも可能です。

②協会けんぽ

協会けんぽは、正式名称を「全国健康保険協会管掌健康保険」といい、主に中小企業に勤めている人とその家族が加入する健康保険です。協会けんぽの保険者は「全国健康保険協会」1つですが、各都道府県に支部があり、保険料率は都道府県ごとに設定されています。

(2)健康保険(特定被用者保険)

特定被用者保険は、公務員、教職員、船員とその家族が加入対象となっている医療保険です。特定被用者保険には、国家公務員が加入する「国家公務員共済組合」、地方公務員が加入する「地方公務員共済組合」、私立学校の教職員が加入する「私立学校教職員共済」と船員として船舶所有者に雇用されている人が加入する「船員保険」があります。

2. 国民健康保険

国民健康保険は、自営業や非正規雇用で働く人、無職の人等、被用者保険に加入していない人を対象とする保険で、保険者は市区町村です。

国民健康保険には被扶養者という概念はありません。また、国民健康保険の保険料は世帯主が支払うことになっており、世帯主本人が国保に加入していなくても同一世帯に国保の被保険者がいれば、世帯主に支払い義務があります。国民健康保険の保険料率は市区町村によって異なり、保険料の算出方法もそれぞれの市区町村で違います。

3. 後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度は、75歳以上の人と、65歳以上で一定の障がいがあると認定された人を対象とする医療保険制度です。2008年(平成20年)から始まった制度で、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が運営を行っています。保険料は、都道府県ごとの広域連合によって決められるため、地域差があります。**今後、高齢化の進展に伴って医療費が増加することは避けることのできない事実です。この増え続ける医療費を、現役世代と事業主の負担で支えるには限界があります。現役世代の負担軽減のために出来ることは何かを、人任せではなく各自考える必要があります。**

「桜前線」と「開花宣言」



桜前線とは、日本各地の桜の開花日を線で結んだもの。天気図の前線のような線になることから

桜前線と呼ばれています。

桜前線といえば気象庁が発表するものと思われがちですが、そもそも気象庁では桜前線という用語は使わず「さくらの開花日の等期日線」といいます。報道発表資料として提供されているのは「開花予想の等期日線」で、実際の開花日ではなく開花予想です。

最近は、民間企業や一般の方が独自に桜前線を調査発表するところもあり多様化しています。

3月の税務と労務

- ・国税/令和6年分所得税の確定申告
2月17日～3月17日
- ・国税/個人の青色申告の承認申請
3月17日
- ・国税/贈与税の申告
2月3日～3月17日
- ・国税/2月分源泉所得税の納付
3月10日
- ・国税/個人事業者の令和6年分消費税の確定申告
3月31日
- ・国税/1月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
3月31日
- ・国税/7月決算法人の中間申告
3月31日
- ・国税/4月、7月、10月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
3月31日
- ・地方税/個人の都道府県民税、市町村民税、事業税(事業所税)の申告
3月17日

4月の税務と労務

- ・国税/3月分源泉所得税の納付
4月10日
- ・国税/2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等)
4月30日
- ・国税/8月決算法人の中間申告
4月30日
- ・国税/5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合)
4月30日
- ・地方税/給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出
4月15日
- ・地方税/固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付
4月中において市町村の条例で定める日
- ・地方税/土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
4月1日～4月20日又は最初の固定資産税の納期限のいずれか遅い日以後の日までの期間
- ・地方税/軽自動車税の納付
4月中において都道府県の条例で定める日